

事務所だより

第77号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

マイナンバー制度への対応

社会保障・税番号（以下、マイナンバーといいます。）制度については、すでに各メディアやセミナー等を通じて概ねの情報を入手しておられることと思います。

しかし、「実際にマイナンバーを利用するのは来年から」と、どのような対応をするのかは未検討との中小企業が六割以上という数字もあります。

十月下旬から順次マイナンバーの「通知カード」が郵送され、すでに手元に届いている頃でしょうか。

来年一月から運用開始予定のマイナンバーの取扱いに関する対応を検討していきましょう。

マイナンバーの

安全管理措置

番号法では、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報等を収集・保管・提供できる範囲等を制限しています。このことを踏まえて、安全管理措置を考えていくことになります。

そこで、個人番号及び特定個人情報（以下、特定個人情報等といいます。）の漏えい、滅失または毀損（以下、情報

まずは、マイナンバーの取扱いに関する基本方針を定めておくといでしょう。

基本方針とは、特定個人情報の取扱いに關しての安全性確保等を図る目的で対応の方針を明確にしたものです。法律上は基本方針を定めることを求めています。マイナンバー提出者とマイナンバー取扱者に周知しておくことで、事業者のリスク管理の一助となります。

定める項目については、内閣府外局の第三者機関「特定個人情報保護委員会」が示す「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（以下、ガイドラインといいます。）に事例（参考①）が掲載されていますので、参考にしてもよいでしょう。

取扱規程等の策定

「特定個人情報管理規程」や「特定個人情報取扱規程」等の規程に前述の三つの項目を具体的に定めることで、情報漏えい等の抑止力となります。

具体的には、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄の管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びそ

の任務等について定めることが考えられます。ガイドラインに一例（参考②）が掲載されていますので、参考にしてもよいでしょう。

なお、従業員の数が百人以下の事業者には、取扱規程等を定めることを求めています。漏えい等に対する罰則規定は適用されます。そのため、マイナンバーを取

り扱う担当者へ取扱い方法等を十分説明しておかなければなりません。

来年一月以後、従来からの個人情報管理方法に加え、より丁寧かつ慎重な管理していくことで、マイナンバー制度への適正な対応が可能になるのではないのでしょうか。

A 基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

《手法の例示》

- * 基本方針に定める項目としては、次に掲げるものが挙げられる。
- ・ 事業者の名称
- ・ 関係法令・ガイドライン等の遵守
- ・ 安全管理措置に関する事項
- ・ 質問及び苦情処理の窓口 等

* 源泉徴収票等を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。

- ① 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法
- ② 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法
- ③ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法
- ④ 源泉徴収票等の作成方法
- ⑤ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法
- ⑥ 源泉徴収票等の本人への交付方法
- ⑦ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法
- ⑧ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等

ストレスチェックの活用

十二月一日から施行されるストレスチェック制度を導入し対応できるよう、

先月二十四日から厚生労働省ホームページ「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」で「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を無料配付しています。ストレスチェックが義務ではない事業者にも導入可能です。

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の機能（厚生労働省ホームページより）

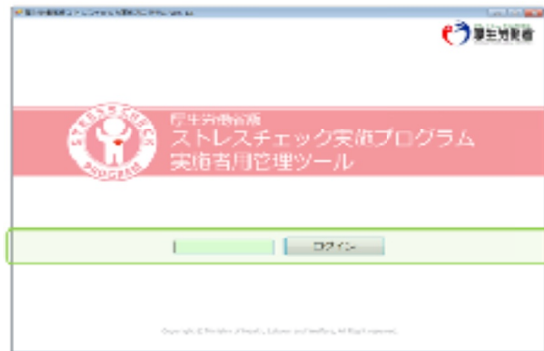
一、労働者が画面でストレスチェックを受けることができる機能

＊職業性ストレス簡易調査票の五十七項目によるものと、より簡易な二十三項目によるものの二パターンを利用可能

＊紙の調査票で実施しデータ化されたものをインポートすることも可能

二、労働者の受検の有無を把握する機能

三、労働者が入力した情報に



七、労働基準監督署へ報告する情報を表示する機能

六、集団ごとの集計・分析結果を出力する機能

基つき、あらかじめ設定した判定基準により、自動的に高ストレス者を判定する機能

四、個人のストレスチェック結果を出力する機能

五、あらかじめ設定した集団ごとに、ストレスチェック結果を集計・分析（仕事のストレス判定図の作成）する機能

交通労働災害防止に向けて

交通労働災害は、平成二十六年に発生した死亡災害の約二割を占めています。

事業用自動車（トラックやバス・タクシー）に多く発生するイメージですが、実際には事業用自動車による死亡災害は、平成二十六年に発生した二百三十二件中六十三件で三割弱となっています。

また、約五割が第三次産業で、約二割が労働者の送迎中など建設業で発生しています。

交通労働災害を減らすためには、事業用自動車の運転業務に従事する労働者を従事させる事業者に限らず、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全に向けて取り組まなければなりません。

交通労働災害による死亡事例は、十二月に多く発生しています。

たとえば、顧客先の訪問時に積雪やゆるいカーブの路面凍結した道路でスリップしガードレールに激突する、あるいは、雨天の夕方に信号がなくて

見通しの悪い交差点で一時停止しなかったトラックが進入し激突する、などが挙げられます。

季節や天候に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



十二月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

（翌年一月四日）

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

本年最後の給料の支払を受け

る日の前日まで

○給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出

「給与の支払者」

賞与支給月の場合

○賞与を支給したとき

支払日の翌日から五日以内に賞与支払届と賞与支払届総括表の提出 「年金事務所」

○賞与の支給がなかったとき賞与支払届総括表の提出

「年金事務所」

編集後記

気が付けば今年も残すところ一ヶ月足らずとなり、来年のマイナンバー運用開始に向けて準備に慌しさが増してきました。

新規事は先例がないため試行錯誤になるのが常です。今から気を引き締めて対応したいですね。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com